

第2章

安心して生活できる福祉・医療の充実

21	高齢者地域包括ケアシステムの 確立 ……………	98	24	健康づくりの推進 ……………	117
22	障害者の地域生活支援 ……	108	25	地域福祉の推進 ……………	125
23	医療環境の充実 ……………	115	26	生活の安定に向けた 自立支援 ……………	127



出張型街かどケアカフェの様子

21 高齢者地域包括ケアシステムの確立

(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。29年度に、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定した。

「第7期計画」は、30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

- (1) 介護予防普及啓発事業
 - ・はつらつライフ手帳の発行
 - ・介護予防キャンペーン
 - ・「ねりま ゆる×らく体操」の普及
 - ・健康長寿はつらつ教室
 - ・認知症予防啓発
 - ・認知症予防推進員養成講座
 - ・いきがいデイサービス事業
 - ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
 - ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等
- (2) 地域介護予防活動支援事業
 - ・認知症予防プログラム
 - ・介護予防推進員活動支援
 - ・認知症予防推進員活動支援
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
自主活動支援・自立生活支援
- (4) はつらつシニアクラブ
地域で体力や体組成（筋肉量や脂肪量など）、

血管年齢などの測定会を開催し、健康へのアドバイスを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングを行う。また、閉じこもりがちな高齢者を地域活動につなげる「ねりまウォーキングクラブ」を開始した。

(5) 街かどケアカフェ

高齢者が気軽に集いお茶を飲みながら、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、区立施設内3所、地域の集いの場14所の計17所で運営している。

また、25所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問サービス事業
- (2) シルバーサポート事業
- (3) 通所サービス事業
- (4) 食のほっとサロン
- (5) 高齢者筋力向上トレーニング事業（短期集中して取り組む通所サービス事業）

(3) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。30年度のクラブ数は129団体（会員数9,530人）、助成額は老人クラブが3,718万円、老人クラブ連合会が694万円であった。

2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。30年度末現在の農園数は23か所17,544.32㎡で、30年度は35の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。30年度末現在3か所3面を提供し、4つの老人クラブが利用した。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を2日間開催してい

る。30年度は、9月19・20日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数90組、出演者1,183人であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。30年度の助成額は、15サークル計470,087円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月に設立され、平成23年4月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。30年度末現在の会員数は3,689人、30年度の受注実績は13億8,983万円であり、延べ341,762人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として、シルバー人材センターの会員を活用し、実施している。30年度は、特別養護老人ホーム(29施設)、認知症対応型グループホーム(34施設)を対象とした。

2 シニア就職活動支援事業

高齢者の就労促進を図るため、29年4月に事業を開始した。シニア世代の就職を支援する講座を区内4地域で計8回行うとともに、個別相談会とシルバー人材センターの紹介を行った。参加者は延べ68人であった。

●高齢者の生活ガイド

区が行っている高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を年1回作成し、無料配布している。

●シニアナビねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の人を対象に、社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10の事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。30年度は、84,602人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿(99歳)、米寿(88歳)の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。30年度は、祝品を百歳以上407人、白寿223人、米寿3,094人に贈呈した。

●高齢者施設

1 はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集會室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕

(単位：延べ人)

施設名	28年度	29年度	30年度
〈はつらつセンター〉			
光が丘	88,116	84,932	77,528
関	37,630	40,346	45,489
豊玉	36,309	33,545	34,816
大泉	—	53,316	61,215
〈敬老館〉			
栄町	15,249	16,053	16,840
中村	28,803	23,557	22,263
春日町	17,370	17,785	17,782
南田中	15,569	20,514	20,759
高野台	20,279	17,809	15,263
三原台	24,273	22,776	22,478
石神井	20,438	18,848	18,309
石神井台	16,055	15,261	14,720
上石神井	19,923	19,123	19,297
東大泉	21,550	20,479	19,978
西大泉	19,869	17,921	18,185
大泉北	18,817	16,703	18,760
〈敬老室〉			
厚生文化会館	14,692	13,568	13,412
地区区民館	118,511	112,724	108,248
合計	533,453	565,260	565,342

(4) 地域での生活を支援するサービス等を 拡充

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

30年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン標準化
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・家族介護者教室
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金
- ・紙おむつ等の支給

3 その他事業

- ・食事サービス
- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。30年度は、12,517回利用された。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。30年度入浴証の交付決定者数は3,993人で、利用は129,501回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。

30年度の火災警報器の給付件数は2件、自動消火器の給付件数は7件であった。

3 高齢者食事サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者の

みの世帯等で、定期的な食事の確保が困難な人に対し、配食またはデイサービスセンターでの会食を提供している。

〔食事サービス実施状況〕

30年度

サービス	延べ利用者数（人）	提供食数（食）
会食	322	1,885
配食	18,924	185,368
合計	19,246	187,253

4 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳所持者のみで構成される世帯で器具の取付けが困難な場合、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。30年度の取付件数は、27件であった。

5 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。30年度は、延べ157件の利用があった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者を対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。30年度の給付件数は、自立支援用具1,314件、住宅改修（予防改修）10件、住宅改修（設備改修）215件であった。

●緊急一時宿泊事業（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則10日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。30年度の被保護者数は43人、滞在延べ日数は379日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合などを除く。）。30年度の延べ利用件数は、介護用ベッド185件、車いす

421 件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。12年4月の創設から19年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

30年度は、「第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを推し進めた。また、30年8月から一定以上所得者の利用者負担を3割とするなど、介護保険制度の改正を行った。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する40歳以上の区民である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

(1) 第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業運営期間ごとに、区が決定する。30年度から令和2年度まで、基準年額を77,640円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた15の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。

(2) 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定期病）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

〔第1号被保険者数の推移〕

（単位：人（%））

年次	第1号被保険者
27	153,724 (21.5)
28	156,429 (21.7)
29	158,154 (21.8)
30	159,716 (21.9)
31	160,721 (21.9)

注：（ ）は練馬区全人口に対する割合

〔第1号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）
26	9,225,113,410	97.6	62,022,563	14.9
27	10,919,655,780	97.7	64,639,730	15.0
28	11,136,277,480	97.8	69,603,501	14.9
29	11,279,992,480	98.0	67,084,040	13.9
30	12,574,772,560	98.3	68,686,640	14.4

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人で構成され、30年度は委員244人（30年度末現在）、48合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年度	要介護認定申請（件）	審査会開催数（回）	審査判定（件）
28	27,282	819	25,624
29	31,399	828	29,541
30	30,270	818	28,571

〔要介護認定者数の状況〕

各年度末現在

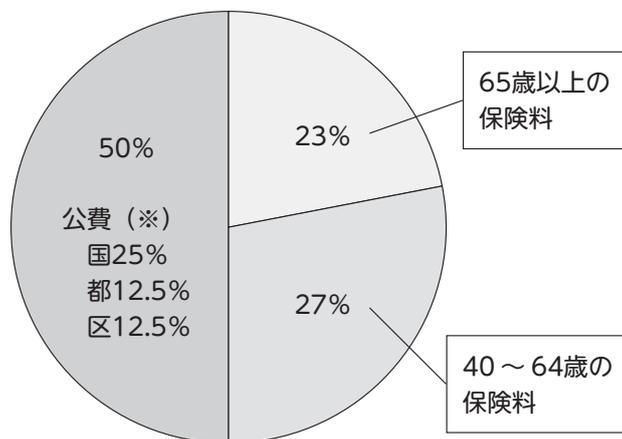
区分	年度		
	28	29	30
	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）
要支援1	3,547 (11.1)	3,614 (11.1)	4,127 (12.2)
要支援2	4,014 (12.6)	3,992 (12.3)	4,174 (12.3)
要介護1	5,820 (18.3)	6,086 (18.7)	6,230 (18.3)
要介護2	6,902 (21.7)	6,974 (21.4)	7,248 (21.3)
要介護3	4,415 (13.9)	4,531 (13.9)	4,606 (13.6)
要介護4	3,774 (11.9)	3,973 (12.2)	4,176 (12.3)
要介護5	3,374 (10.6)	3,388 (10.4)	3,394 (10.0)
合計	31,846 (100.0)	32,558 (100.0)	33,955 (100.0)

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は50ページ、決算は60ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。その他の内訳は表のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳

国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。30年度、区は5.37%の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、30年度は東京都国民健康保険団体連合会へ31件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。30年度は審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

1 居宅サービス（予防給付・介護給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介

護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年度	給付費(円)	受給者数(人)	1人当たり(円)
26	27,180,496,935	241,574	112,514
27	27,614,686,991	236,985	116,525
28	25,511,202,742	227,928	111,927
29	26,545,506,454	235,734	112,608
30	27,304,470,425	244,123	111,847

〔施設サービス〕

年度	給付費(円)	受給者数(人)	1人当たり(円)
26	11,733,178,749	41,895	280,062
27	12,001,244,239	43,860	273,626
28	12,336,666,373	45,708	269,902
29	13,140,395,752	46,704	281,355
30	13,967,361,965	48,985	285,135

〔地域密着型サービス〕

年度	給付費(円)	受給者数(人)	1人当たり(円)
26	2,886,255,414	16,969	170,090
27	2,947,915,045	17,338	170,026
28	5,353,159,336	50,835	105,305
29	5,744,689,885	53,942	106,498
30	5,834,042,465	54,448	107,149

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	28	29	30
居宅サービス			
(介護給付)			
訪問介護	81,159	80,168	79,813
訪問入浴介護	5,864	5,495	5,204
訪問看護	31,941	35,352	38,110
訪問リハビリテーション	3,940	4,527	5,091
居宅療養管理指導	61,317	65,959	69,807
通所介護	62,080	59,869	61,835
通所リハビリテーション	19,032	20,713	21,987
短期入所生活介護・療養介護	16,943	17,173	16,852
特定施設入居者生活介護	26,795	28,723	29,981
福祉用具貸与	107,727	110,610	115,187
居宅介護支援	170,212	172,599	175,746
福祉用具購入費の支給	2,236	2,144	2,030
住宅改修費の支給	1,816	1,744	1,671
(予防給付)			
介護予防訪問介護	446	95	4
介護予防訪問入浴介護	1	2	1
介護予防訪問看護	2,370	2,960	3,265
介護予防訪問リハビリテーション	278	312	411
介護予防居宅療養管理指導	2,954	3,614	3,902
介護予防通所介護	219	58	1
介護予防通所リハビリテーション	2,730	3,276	3,966
介護予防短期入所生活介護・療養介護	224	196	147
介護予防特定施設入居者生活介護	2,542	2,906	2,970
介護予防福祉用具貸与	13,628	16,256	17,664
介護予防支援	17,814	21,074	23,091
介護予防福祉用具購入費の支給	412	441	402
介護予防住宅改修費の支給	726	743	719
施設サービス			
介護老人福祉施設	27,818	29,434	31,929
介護老人保健施設	14,263	13,946	14,322
介護療養型医療施設	3,923	3,592	2,763
介護医療院	—	—	21
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,553	1,626	1,757
夜間対応型訪問介護	3,497	3,636	3,689
地域密着型通所介護	33,987	36,984	36,591
認知症対応型通所介護	3,414	3,264	3,268
小規模多機能型居宅介護	3,026	2,989	3,169
認知症対応型共同生活介護	6,196	6,336	6,362
看護小規模多機能型居宅介護	11	52	190
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	11	12
介護予防認知症対応型通所介護	2	8	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	128	136	109
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計

②3月～翌年2月利用分

③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。30年度は延べ112,074件、1,440,332,832円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。30年度は、延べ5,580件、205,611,134円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補給給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。30年度の減額認定証交付件数は延べ4,792件、1,189,231,485円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。30年度の利用者負担減免の認定証交付件数は7件、食費・居住費の減額認定証交付件数は15件であった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。30年度の軽減確認証の交付件数は480件であった。

●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定申請中に、暫定的にサービスを利用している人が死亡した場合、保険給付ができず、全額自己負担となる。この場合の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。30年度の支給実績は9件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪（自己負担あり）

65歳以上の外出困難な高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。30年度の利用者は、延べ5,289人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。30年度は、乾燥消毒が4,399件、薬品消毒が503件、水洗いが465件であった。

3 寝具クリーニング券の支給（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。30年度は、延べ4,161枚の利用券が使用された。

4 紙おむつ等の支給（自己負担あり）

要介護1～5と認定され、本人の所得が基準額以下で常時紙おむつ等を必要とする65歳以上の高齢者を対象に支給している。なお、購入額の一割が利用者負

担となる。30年度は、延べ63,309人に支給した。なお、30年度から、初老期における認知症の人（要介護1以上）も対象としている。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,391人に支給した。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で要介護3～5と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。30年度の運行回数は10,953回であった。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症の人の介護者が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。30年度は、延べ487人の利用があった。

7 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用（自己負担あり））

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。30年度の利用者数は10人、利用日数は53日であった。

8 家族介護慰労金

要介護4・5と認定された家族を在宅で介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。30年度は、5人に支給した。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活上常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンター、③定期訪問、④電話訪問、⑤配食サービスのうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。30年度の利用者数は1,648人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕

30年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会・講座	5回	320人
	パンフレット作成・配布	5,500部	
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	94回	1,305人
	・予防プログラム	1回	104人
	・プログラム修了者支援		
人材育成	認知症予防推進員連絡会	1回	43人
	認知症予防推進員養成講座 (7日制)	1回	49人

〔支援事業〕

30年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	7回	(245人)
	認知症専門相談	48回	(101人)
人材育成	認知症サポーター養成講座	105回	(3,343人)
	認知症サポーター・ ステップアップ講座	3回	(93人)
地域支援	介護家族の学習・交流会	4回	(101人)
	認知症介護家族による 「介護なんでも電話相談」	51回	(109件)

●家族介護者教室

介護をしている家族等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。30年度は、981人が受講した。

<在宅療養の推進>

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は医療、介護などさまざまである。事例検討を通じた相互理解や交流の機会を提供するため、30年度は、事例検討会・交流会を4回実施した。また、区内の病院スタッフが、訪問看護の業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築するための研修を71回実施した。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えるため、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。練馬区医師会の協力を得て、在宅療養患者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保し、30年度は167件の利用があった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深めることを目的として、講演会を4回開催し、413人の参加があった。

<高齢者生活基盤づくりの支援>

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕

31年4月1日現在

名 称	開設年月	定員 (人)	設置・運営
育秀苑	昭和 62年11月	60	(福) 育秀会
※ 田柄	平成 元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
光陽苑	3年4月	60	(福) 泉陽会
※ 関町	5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
※ 富士見台	6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	6年11月	50	(福) 章佑会
練馬キングス・ガーデン	8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
第2 育秀苑	10年4月	50	(福) 育秀会
第二光陽苑	11年4月	100	(福) 泉陽会
※ 大泉	11年4月	120	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年5月	70	(福) 章佑会
練馬高松園 (増築)	12年4月 15年10月	55 } 42 } 97	(福) 東京福祉会
土支田創生苑	13年4月	80	(福) 創生
フローラ石神井公園	15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年4月	63	(福) 安心会
こぐれの里	17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	19年2月	70	(福) 北山会
第2 練馬高松園	19年10月	62	(福) 東京福祉会
こぐれの杜	22年4月	60	(福) 東京雄心会
みさよはうす土支田	22年4月	30	(福) シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	50	(福) 芳洋会
石神井台秋月	25年3月	177	(福) さわらび会
南大泉かがやきの里	25年4月	47	(福) 安心会
上石神井	25年5月	30	(福) 練馬区社会福祉事業団
第3 育秀苑	25年6月	60	(福) 育秀会
やすらぎグランデ	26年6月	90	(福) 章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	50	(福) 章佑会
練馬さくらの杜	29年8月	108	(福) 春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年8月	96	(福) キングス・ガーデン東京
練馬さくらの杜アネックス	31年4月	83	(福) 春和会

注：※は平成23年4月1日に区立施設を民営化した施設

2 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供さ

れている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。31年4月1日現在、10施設（定員190人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。31年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

●地域密着型サービス

18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など
〔サービス〕

日中・夜間を通じて受ける定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護など

2 夜間対応型訪問介護

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など
〔サービス〕

夜間に受ける定期巡回および随時対応の訪問介護など

3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設である。なお、30年4月1日から、新たに共生型地域密着型通所介護が創設された。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など
〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

4 認知症対応型通所介護

〔対象〕

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

5 小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、サービスを受けることができる。

〔対象〕

要支援 1・2 または要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

6 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供している。

〔対象〕 要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で生活しながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕

要支援 2 または要介護 1～5 の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定した居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者および介護予防・生活支援サービス事業者がある。

「介護保険法」の規定により、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

なお、30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都から区に移管された。

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

31年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	218	—
介護予防支援	—	25
訪問介護	199	—
訪問入浴介護	9	9
訪問看護	61	61
訪問リハビリテーション	13	13
通所介護	76	—
通所リハビリテーション	21	20
短期入所生活介護	35	33
短期入所療養介護	16	16
特定施設入居者生活介護	62	47
福祉用具貸与	41	—
特定福祉用具販売	43	—
合 計	794	224

〔区内の地域密着型サービス・

地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

31年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13	—
夜間対応型訪問介護	2	—
地域密着型通所介護	119	—
認知症対応型通所介護	16	15
小規模多機能型居宅介護	16	16
看護小規模多機能型居宅介護	2	—
認知症対応型共同生活介護	34	34
合 計	202	65

〔区内の介護保険施設の状況〕

31年4月1日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員 2,173 人）	30
介護老人保健施設（定員 1,316 人）	14
介護療養型医療施設（定員 178 人）	1
合 計	45

〔区内の介護予防・日常生活支援サービス事業者の状況〕

31年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
第 1 号訪問事業（訪問型サービス）	167
第 1 号通所事業（通所型サービス）	161

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、4年10月に区が設立した社会福祉法人である。31年4月現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、はつらつセンター2施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により地域包括支援センター9施設、敬老館5施設等を運営している。介護保険制度の介護予防支援事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月には、練馬介護人材育成・研修センターを設置した。区では運営費を一部補助しており、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施している。

23年4月から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、（福）練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。また、25年5月には（福）練馬区社会福祉事業団が初めて自己資金で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設した。

●介護人材の確保・育成・定着支援

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

[介護人材確保・育成・定着支援事業] 30年度

区 分		申請者・ 受講者数など
受講料助成	介護職員初任者研修受講料助成	79人
	介護職員実務者研修受講料助成	140人
	介護福祉士資格取得費用助成	56人
	介護支援専門員資格更新研修費助成	132人
求人・採用 活動支援	アドバイザー派遣	2法人
	集合型セミナー	3回 61人
人材育成	介護従事者養成研修	212人(※)

※：修了者数

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

30年度から、高齢者相談センター本所・支所体制を本所25か所に再編するとともに、名称を地域包括支援センターに変更し、「介護保険法」に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施している。再編に合わせ、本所4か所に設置していた医療と介護の相談窓口を25か所に増設し、退院支援など医療と介護の連携に関する相談を充実している。

●包括的支援事業

介護予防サービスの計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護・包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により専門医による認知症相談を行っている。

[高齢者サービスに関わる相談件数] (単位：件) 30年度

種 別	相談件数
施設入所	3,408
在宅福祉サービス	12,021
経済的事項	3,098
家庭的事項	4,874
医療・保健	20,174
住宅	1,803
介護保険	95,360
権利擁護	6,447
その他	17,972
合 計	165,157

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、高齢者の自宅における簡易の家事援助サービス等を行う。30年度は研修を2回行い、89人を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターとサービスを実施する事業者や団体との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域資源の開発等を行っている。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。30年度末時点の協定締結団体は35団体であった。

●訪問支援事業

29年度から地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」を開始した。29年度はモデルケースとして区内3地域で実施し、30年度から区全域で実施している。30年度の訪問人数は13,279人であった。